

あらゆるリスクに備え
農業経営には
収入保険



収入保険は販売収入の約1.5%の保険料(経費)で加入できる国の農業保険制度です。
個人・法人を問わず青色申告を行っている方がご加入いただけます。

農業者自ら栽培・販売する農産物
全てが補償対象



米・麦
大豆・そば



花卉・球根



ハウス内作物
露地野菜



果実

干柿・餅・梅干し等
簡易な加工品も補償対象

農業経営努力では避けられない
農業販売収入の減少を補償

災害による品質低下や作付不能

自然災害による収穫量の減少だけではなく、猛暑による品質低下、地震や土砂崩れなどで作付不能となったことによる収入減少も補償の対象となります。

※作付不能の補償は、既に資材購入等の作付準備を実施していたことが確認できる範囲に限ります。

農作物の販売価格の下落

販売価格(概算金)の下落、出荷先の倒産、契約後の取引価格の変更による収入減少にも対応します。

病気やけがによる就農不能

病気やけがによって農作物の管理や収穫ができなくなったことによる収入減少も対象となります。

※医師の診断書による確認が必要です。

制度の詳しい内容・試算は お近くの農業共済までお問合せください

富山県農業共済組合 (NOSAIとやま)

新川地域農業共済センター
富山地域農業共済センター
高岡地域農業共済センター
砺波地域農業共済センター

入善町青木1385-1
富山市安養寺340-1
高岡市北島325-2
砺波市豊町2-11-14

☎ 0765-72-0377
☎ 076-429-5006
☎ 0766-28-0200
☎ 0763-32-2277



過去に一度試算したことがある方も、近年の収入に応じた基準を確認してみませんか？